

令和4年3月3日
記者発表

まん延防止等重点措置について

【方針】

まん延防止等重点措置は令和4年3月6日をもって終了

【判断理由】

- ・「重点措置終了の考え方(令和4年2月18日 基本的対処方針分科会資料)」で示されている全ての解除基準を下回っているため。

【解除基準】

- ①新規感染者の減少については、新規陽性者数（7日間平均）の先週今週比が継続して1.0を下回っているか、低位の水準にあること
➤該当【資料1】
- ②病床使用率が概ね50%を下回っており、下降傾向にあること
➤該当【資料2】
- ③重症病床使用率が概ね50%を下回っていること
➤該当【資料2】
- ④自宅療養者数と療養等調整中の者の合計が下降傾向にあること
➤該当【資料3】

【参考：経緯】

令和4年2月3日（木）開催 政府対策本部会議において適用決定

措置期間：2月5日（土）～2月27日（日）

令和4年2月18日（金）開催 政府対策本部会議において延長決定

延長期間：2月28日（月）～3月6日（日）

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部
小川・播野・片岡
電話 073-441-2260